

武家名目抄

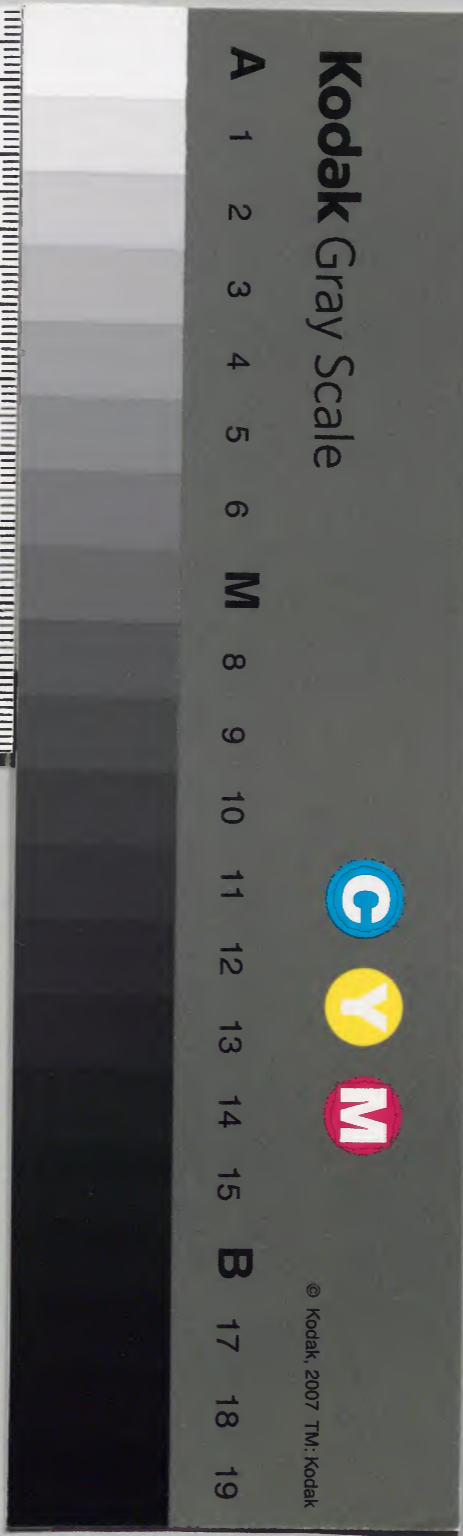
職名部

四十三

| | |
|-------|---|
| 和書門 | |
| 二五二〇六 | 類 |
| 七 | 函 |
| 七 | 架 |
| 四五六 | 冊 |

| | |
|-------|---|
| 和書 | |
| 二五二〇六 | 類 |
| 四五六 | 冊 |
| 一五三 | 函 |
| 一〇 | 架 |

| | |
|------|------------|
| 内閣文庫 | |
| 番號 | 和 25206 |
| 冊數 | 457 (44) |
| 函號 | 153 275 |



船奉行

船手同心

船頭

水手

船手衆

又稱海賊衆又舟方頭又舟頭

船上衆

撮取

武家名目抄第四十三冊

職名部廿五

船奉行

吾妻鏡

云文治元年三月廿一日甲辰廷尉

為政平氏欲發向壇浦之處依兩延引爰周

防國在廳船所五郎正利依為當國舟船奉

行獻數十艘之間義經朝臣与書於正利可

為鎌倉殿御家人之由云々

平家物語云道播判官船才の修理し

兵糧米法にお具入る才立させ亦

仕事とのうまうとあるに楫石をさすか唯風

ととわつとも普通とてそとに沖をけり

吹くからんとすきれと判官たより思ふ

沖よりお渡りぬる風たよりれ

まゝの向風より渡らんとおもはるる御事

たゞ唯風あるのみとす

是程乃以右事に船修し

うふとくは仕事修しを志やつる

射殺と考れと定つとも至楫石を返す

射殺さるるも同事風強くを沖より馳死

も死ねや考れとて二百餘艘の中より五艘

出たり是れを子五艘の船と申は人判官の

田代冠者の船後後兵衛又子金子久寿澄江

内忠俊とて舟をのりて

安土日記云天正十年四月十七日濱松拂
 曉ニ被_レ出サセ今切ノ渡リ御座船飾御船
 之内ニテ一献進上被_レ申其外御伴衆船數
 餘多寄サセテ前後ニ船奉行付被_レ置
 紀州發向記云其間中村孫平次仙石權兵
 衛尉九鬼右馬允為大將小西石井梶原等
 船奉行越由良門那知海逆浪附天卒風捲
 砂凌此大難盪寄熊野浦

天正記云 長弓我部秀大將秀長ハ淡路の婦
長小属也

く〜小切あり〜あ〜を〜〜〜
 け〜むるあ〜大船なる〜小を三る〜
 ん〜船ゆ〜や〜を〜免浦〜のせん
 了〜志やろ〜ふ〜を〜〜徳勢一と〜
 ほ〜を〜お〜全た〜とを押出

太閤記云 山傳 彼城落去を日本のよハ

小〜ありあ〜〜し中途〜〜と〜成ぬ

きぬいんとき急支船を用意をよと船存杉
系より舟一十艘とせんを遂せんと六十艘
計もふたつ思ひ付て舟一十艘有るよし
かくと申しつゝハ生義ありハ人を探しのせん一と
一ハ在林隼人佐三沙治及と二子餘人撰
出く江の沖をこれ船敷る艘株の子を教
しつゝ如くなり

又云 古伝聞 久親船中舟と共五船乃一艘分
考証確

八咫帆の小船ハほど積古坂へ系つゝきり勤
舟一と先船を寄給ひゆと 按さる乃船白帆
層と一ととも 元
親へ申されハ通辞又商人あともいを穿鑿精
くきつゝ六百五十艘ハ積ルクんと申りさうハ也
浦の明日より船を志す進め一と長盛沙治一これハ
久親船存杉系より舟十艘ハ別の浦を改七十
艘よ思ふ舟ハ廻船可也いんとも阿波讃岐を
島へ舟船を志しん進ハ八十餘艘あり也

土佐國高橋村氏家所藏文書云入江仙理
後よりかり舟此舟廻舟乃船師池久船と云者
元へ舟師と云是の理乃と免一昨夕あるは中
いさゝ此舟子戻船しん千万はあり不足分は舟
逆具し事舟師舟航可也舟師久船中理
いり船は此方へ戻来れしと浦戸ふと舟尋て中
達は舟師の舟舟師とて成之意は物又市川恵
左藩の意は舟師も舟師とて廻船是又舟師廻りて

又中舟師とて舟師とてと池久船とて中舟師と
六月の旨言久松山八舟師親忠

長曾我部家松云申五郡諸舟師一船并船師
水至舟師小系次舟師無諸舟師九舟師一船道
具舟師池者次舟師濱田三舟師右藩門一船舟師
大碓引舟師久家仁舟師源吉舟師山本菊右
藩門一舟師舟師葛屋七郎舟師
又云諸舟師舟師諸道口諸舟師一舟舟師舟師

組田作之進市原隼人中百六右衛門一銀治
車引山崎与助一銀弘道具車引昆沙門野
村孫多清一銀弘板大厩引車引入交源三
郎

見聞雜録云花津曲輪を能持聖女伊丹津
阿蘇を石石河原美有武百人扶持之下既
毛生一山河と云伊丹大隅と名を記下後河

舟車引之成
按伊丹大隅在甲陽軍鑑云船大将
とも海賊流とも注一松平記有り

四十三之五

船大将
と記せり

大友奥彦記云福州表へ宗麟云此後西園寺
出陣條

公廣を退治ありと云り御史あり老中
御史あり根を断ぐ末を枯す此後分列と見

車引別依伯紀伊介惟教齋原掃部入道宗叱
英之船車引深栢大就若林越後入道道宗四
人方へ而して御書を以て御付らる

又云東福寺百壽
寺建立條義鎮云二人乃老中

年支運送の舟を以て毎年の舟を以て
或年古岡字敷の舟依有八舟を以て
舟の舟を以て舟の舟を以て舟の舟を以て
舟の舟を以て舟の舟を以て舟の舟を以て

豊内事記云福島ト申ハ天満ヨリ西也小
倉作左衛門ト云新参ノ者ニ大野修理力
手勢ヲ指添又舟奉行丹後ト云者舟ヲ拵
相共ニ川口ヲ支ヘタリ
按丹後々响石氏ヲ
相系自休年録ト云

船多手形
とあり

難波戦記云大坂定道頃堀ノ末穢多村ニ
持口條
天池掘廻レ堀ヲ塗リ櫓ヲ建テ矢狭間コ
トニ矢鉄炮ヲ置舟奉行樋口淡路守雅兼
中村木工右衛門尉一歳水手餘多差置テ
西國ノ兵船ヲ防クヘシト下知ス
又云堀放大野道軒ニ軍士數千人差副テ
堀ノ津ヘ遣ハサレケレハ道軒駈向テ彼

地ニ火ヲ放テケリカニル所ニ東國ノ舟
奉行九鬼長門守守隆向井將監忠勝小濱
民部少輔光隆同久太郎嘉隆等此事ヲ聞
テ兵船ニ取乗テ堺ノ浦へ廻リ道軒カ後
陣へ鉄炮ヲ打掛鯨波ヲ揚敵ヲ脅シケレ
ハ道軒カ軍勢思寄サリケレハ堺ノ浦ヲ
燒才ホセスシテコソ逃タリケレ
按後廢記
九鬼守
隆向井忠勝を每大將と記し小將
五代記にも亦小濱光隆を每大將と記す

山本豊久私記云家一公本多出雲守ニ伯
樂淵ヲ窺ヒ見申様ニト有云々蜂須賀阿
波守内山田織部樋口内藏助森甚五兵衛
同甚大夫是等ハ船ヲ預リタル者ナリ彼
等モ是ヲ聞ト均ク船ヲ付テ共ニ伯樂淵
へノリ入又池田宮内少輔内横川次大夫
ト云者是モ舟奉行也其刻々伯樂淵へ舟
ヲ著サセ走リ上テ然へキ者ト鎗ヲ合云

云

按船奉行ハ船次多手普を指揮しと再船
乃おとを沙汰する長安の磯ハと世磯
子事 内々屋を浦に居住をしとあ
又由 押船奉行此名 同海平闘戦の始よと元
たらのい 少く中以飽とや中事 ありとる
之磯掌をのつう 周に飽しとるあ
將軍 洋海を渡り 遠征す事とれうしと

四十三之八

此磯を設せられし事ハ 舟に 足利殿乃以
されを海賊大船大船ありとるを
永福 天正の 頃ありとるハ 大に 船奉行 船
底ありとる事なりとる 是と 舟の 群ハ 海賊
とよるも 多くしとる 舟に 舟
とる 海賊をしとる 通船の ありとる
とよるしとる 舟と 舟の 是とる 舟奉行と
舟をしとる ありとる 舟 舟次め 舟と 舟大

乃乃條とを合せ見し

越前小庄分限役跡也
船手舟人あり

これよりハ赤くくく川舟多し之の舟
舟多し大船の舟とありあり川舟
舟の舟を舟
舟の舟

船手衆 又稱海賊衆 又舟方頭 又舟頭

船手同心

明德記云三年二月二十五日ノ曉干瀉ノ

浦ヨリ取棄テ海上遙ニコキ出ス船ニ衆

ケル人ニニハ山名修理大夫義理同中務

四十三之九

少輔氏親同五郎時理草山駿河守高山上

野介葉賀美濃守桑原彈正左衛門尉陰山

治部左衛門尉箕浦藏人大夫舎弟七郎兵

衛尉入澤左京亮海賊梶原八郎左衛門召

具シテ以上六十三人行末モ不知漕レ行

心細サハ限無シ

永正十七年記云五月三日言國白川取陣

云々公方諸奉公庇二千餘勢州以下 祇候

敵中云々三好海賊藤原久未等云云亦小等持

寺定居陣今日先急討事不能合戦云々

甲陽軍鑑云 言垣彈正 駿河の関守武田正野 異見條

敵口中に板垣及高橋子孫子虎古屋備前

向井右衛門見事江小渡伊丹大隅

又云 信玄代志 海賊花右衛門武吉清弘十艘皆 人数條

宮逆酒至弘五艘小渡有十一艘小舟十五艘

向井伊多清弘五艘伊丹大隅守弘五艘是也

忠多清弘十二艘同云五十騎

又云 信玄家老軍 駿河先方是也 忠多清海賊 法工史條

虎多清此人忠切人少くは有古屋備前より

それ右の金丸惠龍を古屋備前より 其の子より

同云被友をゆり事古屋惠龍と申云々

松平記云今川敵同朋伊丹権阿弥と申云々

代々今川家のもの事上法師の事とも武定と

く心河甲州虎を切たす事有少少城居と後位

去りく付りあり伊丹大隅と舟子の大船

仕りあり

梅権河船を見聞難
路も津河船と云々

東亂記云 三浦 房州里見義弘兵船八十艘

ニ取乗り相州三浦へ押渡ル三浦ニ有合

小田原衆海賊梶原備前守ヲ初トシテ富

永三郎左衛門遠山丹波守ヲメキサケシ

テ切テ掛リ突合打落シ射立打立切合ケ

ル

甲陽軍鑑末書云天正八年三月末ニ勝頼

公伊豆國表へ御働アリ四月北條家ヨリ

梶原海賊ヲ出シ候所ニ武田方ヨリ小濱

間宮駿河先方ノ海賊衆船ヲ出シ舟軍ア

リ勝頼公浮島カ原ニテ御見物云々

小田原前不願役帳云々洲々於少浦八拾貫

文 三浦 依原百三拾貫多々百文 出 所 記 以上浦誓定

海賊者知新役所免但人数 totaling 出錢ハ云々

12

言过

又云或指三疊五百文

三疊

之譜十人衣新

多中海賊亦仰付之旨諒没法欠

毛利家記云御小姓衆ニ半助ヲ呼候へト

仰有テ被召寄御錠ニハ御船頭明石與次

兵衛今朝御出船ノ時御船ヲハ四國ノ地

へ乗可申ト云ニ程ニ乗前近キカト尋ケ

レハ少シマハリニテハ御座候ト申云ハ

四十三之十二

按与次之湯後子丹後子改む松原自休手録之船子
手録と注し豊田事記之船手録と記す手書及次
ふる左関記、船頭名ふ
かしらと唱へたる也

太閤記云

名古屋 津島
古至陣條

文禄元年七月廿二日

名古屋在立あき也船頭明石与次之湯哉

自出也仰付也今度海上活継夜お日急

思百男精をわし水子己下吾津路一可中

与直り被修付也

松原自休手録云福島堤小倉作左衛門加

修理手勢船手奉行明石丹後餉船支川口

云々

義残後覺云

野島來島
喧嘩條

毛利家ノ舟大將ニ

野島來島栗屋トテ有ケルカ折節雨ノイ

タク降續ケレハツレ_レタルニ依テ野

島ト來島ト碁ヲ圍ミケルニ栗屋ヲ初ノ

トシテ兩島カ一族見物シタリケルニ來

島カ与カ碁ノ手ヲ助言シケレハ野島云

様ハ大事ノ所ヲ云給フ者哉碁ハ見落ヲ

利トスル者ナルニト云ケレ共猶聞ス_中碁

野島早速ニ引抜テ天顛ヲ丁ト切タリケ

リコハ如何ニト來島抜合セ遣マシト戰

フ處ニ野島カ与カ共居合セ切テカミル

來島カ与カ同心立別レテ入乱レ前後乱

ラニ切合程ニ湏破事コソ出來レトテ東

西ヒシノキケル

里見義康分限帳云言百石安田又助舟方

ノ取言五拾石を斗三升を合依野強云舟

舟方小取言五拾石向井甚之助舟方取

按取舟取を前條も述しきく取舟方の別

稱取舟を隠倉殿の時ハナシは名目すえられも

舟取舟取といふ取舟舟との云しと云くし

是初殿の時と云くハ海賊大船も云く

舟取舟取海賊諸國の大名城家水

戦舟使舟取者を扶持しき取舟舟取

敵國を助し取し取舟舟取の吳

名取舟取 海東諸國記ハ在仁元年備後人吉安と

文子備後州海賊大船梳原左馬助源吉安と云く是ハ

舟取舟取と云く海賊と稱しきと云く梳原舟取舟取

舟取舟取海賊大 天文取取の取舟舟取舟取

舟取舟取舟取舟取舟取舟取舟取舟取舟取

舟取舟取舟取舟取舟取舟取舟取舟取舟取

此乃品秩と相違ありと云力同心等をも
法をもてしむるを海軍にハ力同心ハ
船隊の指揮を多し多くあり
これ其戦の用なき所あり
合を考ふ
平塞録子細川家よりの子
乃考所平野法於左意能是程
水上軍を少とそ非入ん
と云々

船上乗

安土日記云天正九年八月十三日因幡國

取鳥表ニ至テ藝州ヨリ毛利吉河小早河
為後卷可罷出之風聞候中略今度毛利家為
後卷罷出ニ付テハ被成信長御動座東國
西國之人數膚ヲ合被遂御一戦悉討果シ
本朝無滞可被任御心之旨上意ニテ各其
覺悟仕候然テ長岡惟任兩人ハ大船ニ兵
糧ツマセ兵部大輔船上乗松井甚助日
向守船上乗申付因幡國取鳥河之内江

付置候也

按船上乘とて磯を以て一歩ゆる事あり
しを戦國の在りつゝ漸く接戦とて調練
せしむる磯を設けしとや亦乃磯を
水利に便あるをのうを築きしるなり
さふを上乘とて名を船乗のありし
は此磯をもとて船中の上首とすはなり
とてしる 慶長より軍北に磯ありと云ふは

四十三六

このうを築きしるなり 船中の上首とすはなり
合を考ふへ

船頭

平家物語云 全渡 安元の頃舟に結あり物典
と云 船頭を以ての舟を人を送ふの事と對
面ありし

梅松論云建武三年五月廿三日戌刻より雨
し 風ありし 吹北軍は悦ありし

字の如き此風を天のあまふおりの如く
くへしと有き水と或は海の上の事を
清く見をやりし大船を乃船を
四尋者屋しと有し依るは座船半
多葉大隅子、子をさはし
長門國防乃子の船に推し人
各りもるる

李瓊日録云寛正三年十月三日當院塔婆

造營材木杣船頭於山名兵部少輔為被官
仍可勤之由可被仰付之事山名殿木引人
夫之事并諸國海上河上諸關并渡御過書
事伺之

中國治亂記云天文十年八月廿九日義隆卿
ハ岩永へ被退給爰ハ岡部右衛門大夫隆景
カ領地ナリケレハ隆景御供シテ思心寺
ト申寺ニテ御湯ツケヲ進ノ奉リサテ小

荷駄ヲ岡部才覺シテ夜明方ニ千戸寄へ
落シ奉ル此處ニ後子壹岐ト申ス船頭ア
リ是ヲ頼ミ船ヲ才覺シテ皆ノリ玉フ
大内義隆記云二條殿若君ト御曹子ヲ先
ニ立義隆モカチ地ニテ長州岩永へッ落
玉フ略中セシ寄ト云船津ヨリ小舟ニ乘玉
ト二三里ハカリ漕出ル御運ツキヌル故
トカヤオキヨリ向フ北風ニウキタツ波

モアラクシテ櫓カイモ更ニツミカ子ハ
船頭舟子ヲキレツゝ為方ナクソ見エニ
ケル

土佐國高橋村氏家所託文書云入江修理
殿より舟子廻舟の船頭池久助と云々元へ舟
道具不足の理の事一以夕こゝルキアゴ子是分
く舟長具く舟子舟長舟子船頭池久助舟
頭池久助此方へ舟長山へと浦戸舟と舟長

下中達ハ云ハ

長曾我部元親百ヶ條云他國へ出入ル事
在邦人年老申判形無クハ浦ノ山ノ一切不
可通山ノ若其不在屋浦ノハ刀祢定並上ニ
若後中月隈出入ル者屏時右ノ者可申敗
無說據船乗セル者共船以迄幾テ仍罪科
事

太閤記云

朝鮮陣為以用意
大船亦作付條

船以カ尺計以

次舟絵米等取定テ中事ノ水至一人ヲ扶持
方外人以外妻子ヲ扶持ツルハ一テ申シ事

續撰清正記云

釜山浦事
牛に急條

釜山浦へ長船ヲ

ヤリトク祢ヲ海及へ出帆ありき事日中ニ在
乃爾船ノ中ノ長者ツルモノト馬小宗ヲ侍
才五十人餘ヲ以テ其後待へ可歎又弩馬あり
トモ尋訪ノ意入厚クハト評被せしむるの取
風波ありくハありふ日也船ヲ湊を

其乃布与船既云傳ふより在るに入るるを
永急つぎとすれども敵もつ或ハ急又ハ落をも法
者方退出ししるも又なるるハ一足もあし告不
て借を半する記者亦半其有るをうし以て
急き事也

東遷基業云 安波富来 城攻傳 今船卯の下別より

後兩船の思前より軍始里中の別より因
由依賀の関乃以方少く事終る昔海上十里

小及きり二艘の敵船も二百人計奪りしり
水至十三人女八人生捕と那り其餘の輩も
悉く死を致せり 中略 其後生捕も衣類少料
是をあつて人を治せり薩摩へ歸す水老を
彼生捕の由十二三の小さくも童あつてを
如水船奉行 松本去右衛門お中津に
留免されし、半長の後船既となき上杉
作左衛門と名付らる

又云同條 義弘の家人等今も居る事不有 敵船

と云 敵船利ありまゝ内室は自害をまゝ死而し
心より討死せんとも誤してまゝくと船をうごか

蝸牛の紋有る幕内よりひく船武者二三
十人より敵船一面より二艘の船友有るが

まゝ頻る敵船を打ってくる中略 敵船に追いつ梅

る近戦しり船即久田孫左衛門を始死傷を付

まゝのうらり

按船頭と云ふは此舟よりよく水利を辨する

まゝの敵船あり世儀よく子孫に傳ふる事あり 又

舟此舟よりするへ事者を志しひと舟をまゝとあり水

舟を苗字をよめり舟れと此舟は舟なりと苗字

次ゆり舟ありと舟れより舟のなりと舟れと

撮取

水手

平家物語云 送櫓 判官船を此修理しと云

根来行しお具入馬才 立せそとくく 伝書
のりくくハ 舟至揚石とも出遊を 順風よりハ少くとも
普通よりハ多くとハ 沖ハさう吹き継ぐんと 中を色ハ
判友大り出ると 沖にお深くと 毎乃風ニハ少れ
とくくともさうく 向き向風ニ 洒くんと 吹くこと
僻事なる 欠順風 舟をのりて 強きれハとく
是程の 舟大事に 船傳し 一とハ 吹く中を 舟と
りく 伝書 舟ハ 舟の 舟つて 以射教を 考せ

と宜くとも云い

源平盛衰記云 義經解纜 元暦二年正月十

向西國條

七日夜ノ寅時ニ空カキ陰リ急雨シテ南
ノ風ハ静テ北風烈ク吹出タリ木ヲ折リ
沙ヲ揚判官ハ風既ニ直レリ急キ船共出
セトノ給フ水手挾抄等申シケルハ是程
ノ大風ニハ争カ出シ候ヘキ風スコシ弱
リ候テコソト申ス判官大ニ嘆テ向タル

風ニ出セト云ハハコソ僻事ナラメ加様
ノ順風ハ乞願フトコロナリトクマレ此
船共イタセ不出者ナラハ已等コソ朝敵
ナレ射殺セ截殺セト下知ニケレハ伊勢
三郎大ノ中指打食テ射殺サムト馳廻リ
ケレハ水手挾杪共イカハセニコレホ
トノ風ニ船イタシタル事イマタナシ船
ヲイタシヌル者ナラハ一定水ノ底ニ沉

マムス出サスハ矢ニ中テ死ナムス死ニ
ハイツレモ同事サラハ出シテ馳死ニセ
ヨトテ寅卯ノ間ニ判官ノ船ヲ出ス
又云 師盛 亡條 備中守師盛ハ軍場ヲハ遁出テ
小船ニ乗テ渚ヲ漕セテ助ケ船ニ移ラム
トオハシケル程ニ武者一人高岸ニ立テ
云ク是ハ薩摩守殿ノ御内ニ豊島九郎實
沼ト申ス者ニ侍リ助ケサセ給ヘヤト云

テ招ケレハ只一人也ソレ乗セヨトノ給
フ水手等御船狭ク小ク候イカニト申シ
ケレトモ只ヨセテ乗セヨト仰セラレケ
レハ漕寄タリ

東寺文書云明年三月比可被征伐異國也
梶取水手等船西若令不足者可省宛山陰
山陽南海邊之中被作太宰少式経資了仰
安藝國海邊知事地頭諸家人本所一箇

四十三之廿四

地等兼日催儲梶取水手等経資令相觸者
守彼配分之員数早速可令送遣博多也若
依仰執達如件建治元年十二月八日武田
五郎次郎及武藏守相摸守在
太平記云大館左馬敵ノ乗捨テ水主計残
ルル船数多アリ是コソ我物ヨト悦テ曹
著ナカラ浪ノ上五町計ヲ游テアル船ニ
岸破ト飛来ル水主梶取驚テ是ハ抑何者

ソト咎メケレハサナ云ソ是ハ官方ノ落
人篠塚ト云者ソ云々
豫章記云正平十一年豊前今塔御陣ニテ
一族中談合アリ飯國ノ方便ハ以船為肝
要也御所へ被_レ所望申ケル上使大豆津底
將監兩人葦屋船三艘水主十人下賜テ船
ニ可_レ衆人ヲ配當ス

越後軍記云

長尾正景
溺死條

謙信深智謀ヲ廻シ

正景カ常ニ好ム處ヲ尋子問玉フニ正景
ハ暑夏極熱ノ節船ヲ池水ニ泛テ納涼ノ
興ヲ相催スコトヲ樂ムノ由傳聞テ竊ニ
水練ニ達シタル水主ヲ召テ汝ハ予カ命
ヲ背キ出タリト偽リテ急キ正景カ館ニ
往我正景ヲ誅戮セント計ノ由ヲ告知ラ
スヘシ然時ハ返忠ノ者ナリト賞美シテ
汝ヲ彼カ船頭ニ為スヘシ其時船底ニ穴

ヲ穿テ正景カ船遊セシ時必池水ニ沈ム
ヘシト云附ラレケル船頭畏マツテ領掌
ニ急キ正景カ屋敷ニ往テ件ノ計コトヲ
誠シヤカニ演テ辨舌ニマカセテ儻偶ケ
ル

三好成立記云備長治八土佐ニ居住セシ
森志摩守ヲ頼玉ヲ志摩守定相圖助任ノ
川へ迎船ヲ遣ケレ共弥生ノ雨ノ名残ニ

四十三之廿六

打霞之水主山ヲ見違佐古ノ山下へ衆入

又云 太閤記云 就九州諸出 天正十五年三月廿日

朝多きしつは猶也静夜を暮れははるを押し

者島うき漕出思ふ多揚新大欵乃の歌をく

くくうい出振りいりりて宮島よとを

又云 龍宮篇 陣提條 肥前國名護屋を昔年松浦

さよ娘の唐土船を志くいし湊をく世所残

旅彼と被あ定九州勢とて振傳り思慮軍

勢と扶持方馬し同料を舟舟子機有等とて

舟舟とて四十八万人とて糧食糧食下領し事完

蕭河も及すし事とて思ひ去りてし

長曾我部家松云船兵船隊多至舟舟少系

次房多清吉村九多清

清正記云 肥後國天草志 伊知地文を更とる

そのを大船とて人数三千ある事郡如うと

志彼とて不取へすむふ志彼の城を林寺種とて

を免らるる文を更をてて欠袋乃浦とて不

めと一人とのさし討取陣多とて舟舟

このふをのり也

難波戦記云 大坂定 持口條 道頓堀ノ末穢多村ニ

モ池掘廻シ云々舟奉行樋口淡路守雅兼

中村木工右衛門一歳水手餘多差置テ西

國ノ兵船ヲ防クヘシト下知ス

按檝取在船中に檝とるやうに錢はのささるを

此なり檝取又按抄ともかけまのんとうと

ふとる人からとり此諸語如き古く檝取港

とつらうとつらう此海とあり水子と檝取

をとり又船中乃事ハ何なりとつらうと

とありふり此なり水子或は水子ともかけ

是と申すよ、船中と水子の傳水とすれを

かことりふは檝取にき成へしとすありと

四十三と廿八

へと檝取をもこゝろに船中とつらうと

つらうにありも何事とありは各名此向あり

ありあり 永承三年 言船中金持地は船取

かんとつらうと記を 又船中とつらうとあり

檝取ありのたつらうに取るとありと

種族ありとありハあり

武家名目抄第四十三冊

九才... 四十二...



下 子

四十三之廿九

明治十一年四月

旧倉清祖
奥田正志 校

